不足額給付Ⅱ (対象者のイメージ)

<ケース(1)>

(例) 夫(個人事業主)・妻(事業専従者)の世帯

Ex.)納税者である夫の個人商店を手伝う事業専従者(配偶者控除・ 扶養控除の対象とならない)の妻であって、自身の給与収入が 概ね100万円に満たない(所得税・住民税が課されない)場合

世帯

夫(事業主・納税者)

妻(夫の事業専従者 給与収入50万円・非課税)



- ✓ 定額減税の対象1人(本人)
 - × 4 万円
 - = 4万円

- ✓ 所得税・住民税ともに課されない
 - ⇒①本人は<u>定額減税対象外</u>
- ✓ 事業専従者
 - ⇒②夫の定額減税において も<u>扶養親族等とならない</u>
- ※税制上、事業専従者は、所得に関わらず扶養親族等には 該当しないとされている。

√納税者が世帯にいるため、③**低所得世帯向け給付の対象外**

<ケース②>

(例) 父・息子(納税者)・息子の妻の世帯

Ex.) 公的年金収入が158万円(合計所得金額48万円)超、 概ね170万円以下(所得税・住民税が課されない)である 65歳以上の高齢者が、納税者である息子等と同居している場合

